

三豊市移住促進・家賃等補助金 Q & A

【担当窓口】三豊市役所 2 階 地域戦略課 (電 話) 0875-73-3011

(メール) chiiki@city.mitoyo.lg.jp lg=エルジー

Q 1 どのような人が申請できますか。

A 下記をすべて満たす方です。

香川県外で3年以上居住した後、転勤・進学以外の目的で、定住の意思をもって、

令和5年3月31日までに三豊市内に転入した方

移住に際し、新たに住宅を賃借する契約者

転入後、三豊市に1年以上居住している方

※ただし、申請期限内(転入月の翌月から起算して24か月目まで)であること

世帯全員に香川県税及び三豊市税の滞納がないこと

生活保護法に規定する住宅扶助を受けていないこと

Q 2 対象にならないのは、どのような場合ですか。

A 下記のいずれかの項目に当てはまる場合には、対象になりません。

企業等の人事異動、就学等により市の区域内に定住しないことが明らかである。

公営住宅、特定公共賃貸住宅その他の公的賃貸住宅若しくは勤務事務所の官舎、又は雇用促進住宅、社宅若しくは社員寮に居住している。

3親等以内の親族が所有し、又は経営する物件に賃貸借契約を締結している。

三豊市若者定住促進・地域経済活性化事業補助金、三豊市空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金を受けたことがある。(賃借住宅が上記補助金を受けている場合も含まれます)

申請者を含む世帯員のいずれかが三豊市東京圏UJIターン移住支援事業補助金を受けたことがある。

入居期間が1か月に満たない。

転入日から1年未満で、市外へ転出した場合

Q 3 補助金の額はいくらになりますか。

A ①家賃に関する補助金と、②初期費用に関する補助金を合わせた額となります。

どちらも、1,000円未満の端数はそれぞれ切り捨てます。

①住宅家賃補助金

『(家賃-住宅手当等)×1/2 上限2万円』×対象となる月数(最大12か月)

※家賃…賃貸借住宅契約に定められた賃借料から、管理費、共益費、駐車場使用料等を除いた額で、転入した日の属する月の翌月から起算して12か月目までの家賃が対象

(例:4月1日転入の場合、5月支払分から翌年4月支払分までが対象)

※住宅手当等…事業主が従業員に対して支給又は負担する手当

②住宅初期費用補助金 ※移住に際して賃貸借契約した物件が対象(1回限り)

『(初期費用-住宅手当等)×1/2 上限6万円』

※初期費用…礼金、不動産取引手数料(仲介手数料)、家賃支払保証料(※敷金は含みません)

賃貸借契約締結に関して要した初期費用の合計額

※住宅手当等…事業主が従業員に対して支給又は負担する手当

Q 4 申請はいつ手続きしたらいいですか。補助金はいつ受け取れますか。

A 転入日から1年以上、三豊市内に居住したのち、該当月数の家賃（最大12か月分）の支払いが完了したら、下記の受付期間及び申請期限内に、お越してください。ただし、毎年度、予算の範囲内での受付となりますこと、ご注意ください。

また、補助金の支払いについては、申請日から1か月前後で指定口座に振り込みします。

【申請の受付期間】 毎年度4月1日～翌1月31日（2～3月は受け付けません）

【申請期限】 転入した日の属する月の翌月から起算して24か月目まで

例：2022年4月10日に転入した場合（下記参照）

2022				2023												2024								
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
転入	補助の対象（家賃12か月分）											申請可能期間												

補助対象期間：2022年5月支払分～2023年4月支払分（12か月分）

申請の受付期間：2023年4月10日～2024年1月、4月

ご自身の補助対象期間や申請の受付期間が分かりづらい場合は、地域戦略課（0875-73-3011）にお問い合わせください。また、別添の早見表もご確認ください。

Q 5 申請にはどのような書類が必要ですか。

A 申請時には、下記の書類をすべて揃えてからご提出ください。

① 移住促進・家賃等補助金交付申請書（様式第1号）

記入例を参考に記入、押印のうえご提出ください。

② 世帯全員の住民票の写し（原本：続柄の記載されたもの）

③ 申請者の戸籍の附票

申請者が転入前に県外で3年以上居住したことが確認できるもの。

本籍地の自治体で発行しています。遠方の場合、郵送請求で依頼してください。

④ 住宅の賃貸借契約書のコピー

⑤ 住宅の賃貸借契約に関して要した初期費用の額及びその内容が確認できる書類のコピー

⑥ 家賃と初期費用の支払が完了したことを証する書類のコピー

領収書、通帳のコピー等、支払日・支払先・金額が分かるもの。

⑦ 県税に滞納がないことの証明（高校生以下を除く世帯全員）※申請日の1ヶ月以内に発行されたもの

西讃県民センター（観音寺市坂本町 7-3-18 電話 0875-25-5200）など、近隣の県税事務所で交付申請をしてください。

⑧ 市税に滞納がないことの証明（高校生以下を除く世帯全員）※申請日の1ヶ月以内に発行されたもの

市役所の税務課または各支所の窓口で、完納証明書（滞納なし証明書）の交付申請をしてください。

⑨ 住宅手当等支給証明書（様式第2号）

住宅手当等がある場合もない場合も、勤務先からの支給証明書が必要になります。

お勤めの方は全員対象ですので、勤務先で記入してもらってください。

お勤めでない方は必要ありません。

⑩ 債権者登録申出書（市指定の様式）

補助金を入金する口座を登録するための書類です。記入・押印のうえご提出ください。

Q 6 店舗併用住宅の場合、補助金はどうなりますか。

A 居住に用いる住宅が家賃等の補助対象となり、店舗併用として用いる場合は、居住に用いる部分のみが補助金の対象となります。

Q 7 補助対象期間（転入月の翌月から12か月）の間に市内転居または市外転出した場合、どうなりますか。

A

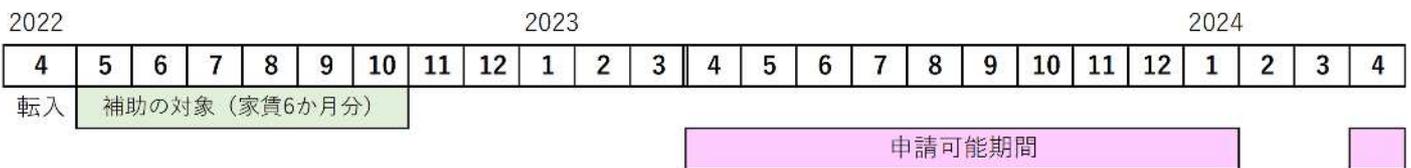
①市内の賃貸物件へ転居した場合

1軒目と2軒目で支払った12か月分の家賃と、1軒目の物件で支払った初期費用が対象となります。家賃等の計算方法はQ3-Aのとおりです。

②市内の賃貸物件でないところに転居した場合

賃貸借契約を結んでいない物件に転居した場合は、賃貸物件に住んでいた期間の家賃と初期費用が対象です。転居した日の属する月の支払いが確認できれば、転居月までの補助となります。

例：2022年4月10日に転入し、10月に市内転居した場合（下記参照）



補助対象期間：2022年5月支払分～10月支払分（6か月分）

申請の受付期間：2023年4月10日～2024年1月、4月

③市外へ転出した場合

1年以上本市の区域内に居住していることが条件となるため、対象になりません。

Q 8 補助金の額はどのような計算になりますか。

A 例：家賃55,000円、住宅手当10,000円

礼金55,000円、仲介手数料55,000円、家賃支払保証料20,000円の場合

①住宅家賃補助金

$$(55,000 - 10,000) \div 2 = 22,500 \text{円} > \text{上限 } 20,000 \text{円}$$

$$20,000 \text{円} \times 12 \text{か月} = 240,000 \text{円}$$

②住宅初期費用補助金

$$(55,000 + 55,000 + 20,000) \div 2 = 65,000 > \text{上限 } 60,000 \text{円}$$

$$\Rightarrow \text{①}240,000 \text{円} + \text{②}60,000 \text{円} = \text{補助対象金額 } 300,000 \text{円}$$

例：家賃40,000円、住宅手当10,000円

礼金なし、仲介手数料40,000円、家賃支払保証料20,000円の場合

①住宅家賃補助金

$$(40,000 - 10,000) \div 2 = 15,000 \text{円} < \text{上限 } 20,000 \text{円}$$

$$15,000 \text{円} \times 12 \text{か月} = 180,000 \text{円}$$

②住宅初期費用補助金

$$(40,000 + 20,000) \div 2 = 30,000 \text{円} < \text{上限 } 60,000 \text{円}$$

$$\Rightarrow \text{①}180,000 \text{円} + \text{②}30,000 \text{円} = \text{補助対象金額 } 210,000 \text{円}$$